



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

669	危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(危機管理・消防課).....	1
670	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	3
671	〃	(〃).....	3
672	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	4
673	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃).....	4
674	〃	(〃).....	4
675	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課).....	4
676	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課).....	5
677	県営ため池等整備事業の工事の完了	(農業農村整備課).....	6
678	〃	(〃).....	7
679	〃	(〃).....	7
680	〃	(〃).....	7
681	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	7
682	保安林の指定予定の通知	(森林整備課).....	8
683	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(〃).....	8
684	道路の区域変更	(道路保全課).....	9
685	道路の供用開始	(〃).....	9
686	道路の位置の指定	(都市政策課).....	9
687	〃	(〃).....	9

○ 人事委員会告示

5	平成27年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験の実施	10
---	---	-------	----

○ 選挙管理委員会告示

64	政治団体の届出事項の異動の届出	14
65	資金管理団体の指定の取消しの届出	14
66	政治団体の解散の届出	14
67	政治団体の収支報告書の要旨	15
68	資金管理団体の届出	17
69	平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正	17

○ 内水面漁場管理委員会指示

2	漁業法の規定による潜水器を用いた水産動植物の採捕の禁止等	17
---	------------------------------	-------	----

告 示

和歌山県告示第669号

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「危険物取扱者保安講習」という。)を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 講習の種類

消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習

2 講習の日時及び場所

講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

地 域	講習 種別	講 習 日	講習時間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
有 田	1	平成27年10月15日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27
	2	平成27年10月15日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成27年10月16日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山	1	平成27年10月27日	午前9時30分から	和歌山県勤労福祉会館（プ ラザホープ）	和歌山市北出島一丁目5番4 7号
	2	平成27年10月27日	午後1時30分から	同上	同上
	3	平成27年10月28日	午前9時30分から	同上	同上
	2	平成27年10月28日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成27年10月29日	午前9時30分から	同上	同上
	1	平成27年10月29日	午後1時30分から	同上	同上
	2	平成27年10月30日	午前9時30分から	同上	同上
	3	平成27年10月30日	午後1時30分から	同上	同上
那智勝浦	1	平成27年11月6日	午前9時30分から	那智勝浦町体育文化会館	東牟婁郡那智勝浦町天満44 1-8
	3	平成27年11月6日	午後1時30分から	同上	同上
田 辺	1	平成27年11月19日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
	3	平成27年11月19日	午後1時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

1 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円を貼り付け、次項の受付期間中に受付場所

へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成27年8月24日（月）から同月28日（金）までの間に和歌山県危険物安全協会又は各振興局地域振興部総務県民課（海草振興局を除く。）において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

(1) 危険物関係法令に関する事項 1時間

(2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、和歌山県危険物安全協会及び総務部危機管理局危機管理・消防課に問い合わせること。

和歌山県危険物安全協会 電話番号 073-425-3556

総務部危機管理局危機管理・消防課 電話番号 073-441-2263

和歌山県告示第670号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年7月21日まで縦覧に供する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年5月18日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山野球振興協会・夢クラブ

3 代表者の氏名

木村竹志

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田市野385番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県における野球及びスポーツの振興に対するの事業を行い、不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与する為に、地域において、その活動の場として、スポーツを通じて、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第671号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年7月21日まで縦覧に供する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年5月18日

2 名称

特定非営利活動法人紀州レンジャーズ

3 代表者の氏名

木村竹志

4 主たる事務所の所在地

和歌山県有田市野385番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県民に対して、スポーツ振興地域愛の契機づくりに関する事業を行い、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第672号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3050100639	モンキー'Sスクール	和歌山市栗栖636	児童発達支援	株式会社真道	和歌山市園部637-1	平成27.6.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第673号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012000257	ケア・ステーションこはる	御坊市島280-11	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社Orange M.S.Y	御坊市島280-11	平成27.6.1

和歌山県告示第674号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250472	田辺すみれ訪問介護ステーション	田辺市新庄町田鶴1739-21	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定なし	医療法人研医学会田辺中央病院	田辺市新南町147	平成27.6.1

和歌山県告示第675号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次

のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

- (1) 次の写真に示すとおり、被包に「Elizabeth 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (2) 次の写真に示すとおり、被包に「William 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (3) 次の写真に示すとおり、被包に「D-AROMA」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (4) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (5) 次の写真に示すとおり、被包に「Hot GUY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (6) 次の写真に示すとおり、被包に「SEXUALITY」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (7) 次の写真に示すとおり、被包に「Dance insence H aroma」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (8) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (9) 次の写真に示すとおり、被包に「CIRCUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (10) 被包に次の写真に示すとおりの表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (11) 次の写真に示すとおり、被包に「SpiRal Girl Green」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
- (12) 次の写真に示すとおり、被包に「Erika AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (13) 次の写真に示すとおり、被包に「Holiday LOVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの
- (14) 次の写真に示すとおり、被包に「KONOHA AROMA LIQUID」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成27年6月5日

和歌山県告示第676号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ケーズデンキ橋本店
和歌山県橋本市市脇三丁目286番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ 代表取締役 杉本正彦
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年1月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,485㎡
- 6 駐車場の収容台数
107台
- 7 駐輪場の収容台数
30台
- 8 荷さばき施設の面積
117㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
15㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成27年5月21日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
橋本市経済部商工観光課（橋本市東家一丁目1番1号）
和歌山県伊都振興局地域振興部企画産業課（橋本市市脇四丁目5番8号）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成27年6月5日から同年10月5日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第677号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 糸野地区
- 2 確定年月日 平成24年4月20日
- 3 工事を完了した時期 平成27年3月31日

和歌山県告示第678号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 寺谷池地区
- 2 確定年月日 平成22年5月22日
- 3 工事を完了した時期 平成26年1月28日

和歌山県告示第679号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 奥山池地区
- 2 確定年月日 平成23年5月10日
- 3 工事を完了した時期 平成25年8月7日

和歌山県告示第680号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 大谷池地区
- 2 確定年月日 平成24年5月8日
- 3 工事を完了した時期 平成27年3月26日

和歌山県告示第681号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年5月26日に認可した。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第3号-1	西牟婁郡白浜町富田字新田770-1外11筆
平成27年度第3号-2	西牟婁郡白浜町平字岩本1255外7筆
平成27年度第3号-3	西牟婁郡白浜町栄字上柳原1740外2筆
平成27年度第3号-4	西牟婁郡白浜町中字汐田2088外1筆

平成27年度第3号-5	西牟婁郡白浜町内ノ川字田津原59-2外1筆
平成27年度第4号	伊都郡かつらぎ町宮本字地ノ段459-2外1筆

和歌山県告示第682号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町福井字伊勢谷1150の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字伊勢谷1150の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び海草振興局地域振興部林務課並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第683号

平成27年和歌山県告示第444号（以下「告示第444号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を紀の川市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
藤原楠吉
半田常助
大村茂吉
半田辰之助
大村芳太郎
木村安松
木村房太郎
半田楠太郎
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第444号のとおり

和歌山県告示第684号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市湯川町小松原字九原坪55 6番4地先から同市湯川町財部字 南無栗664番6地先まで	旧	6.40 } 10.50	810.50	
同上	新	13.00 } 17.00	810.50	

和歌山県告示第685号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 井関御坊線

供用開始の区間 御坊市湯川町小松原字九原坪556番4地先から同市湯川町財部字南無栗664番6地先まで
供用開始の期日 平成27年6月5日

和歌山県告示第686号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成27年6月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3274	岩出市根来字中溝928番の 一部、929番1の一部、929 番2の一部、里道、水路	和歌山市餌差町一丁目36番 地 紀の国住宅株式会社 代表取締役 林博文	平成 27.5.20	6.00	66.36
				}	
				6.30	
				6.00	23.56

和歌山県告示第687号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成27年6月5日

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3304	伊都郡かつらぎ町大字西飯 降字吉田37番1の一部	和歌山県紀の川市名手市場 1281番地 榎本文博	平成 27.5.26	6.00	31.46

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第5号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）並びに同法第18条第1項及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成14年和歌山県条例第59号）第4条第3項第3号の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

平成27年6月5日

和歌山県人事委員会事務局長 岩 城 徹

平成27年度第1回和歌山県育休任期付職員及び任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山	6人程度	本庁又は海草振興局地域振興部等における事務
一般事務・西牟婁	1人程度	西牟婁振興局建設部における事務
土木・和歌山	1人程度	海草振興局建設部海南工事事務所における河川及び砂防事業に関する施工監理等の業務
化学・和歌山	1人程度	環境衛生研究センターにおける水等の分析業務
農業・紀 北	1人程度	那賀振興局地域振興部における農業改良普及等に関する業務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山A	2人程度	子ども・女性・障害者相談センター又は海草振興局建設部における事務
一般事務・和歌山B	1人程度	本庁における事務
一般事務・紀 中	2人程度	有田振興局健康福祉部又は有田振興局建設部における事務

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業等の取得状況により変更する場合がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀 北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡

紀 中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人（準禁治産者を含む。）

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成27年7月26日（日） 午後1時	和歌山市 田辺市	平成27年8月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	平成27年8月中旬	和歌山市	平成27年8月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 (30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

<申込用紙の配布場所>

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成27年6月12日（金）午前10時から同年7月3日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成27年6月12日（金）から受付を開始し、同年7月3日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは、受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね平成27年9月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期

試験区分	任期

一般事務・和歌山A 一般事務・紀 中	おおむね5か月以上7か月以下 なお、育児短時間勤務に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。
一般事務・和歌山B	1年5か月 なお、育児部分休業に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

※ 育児短時間勤務とは、地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいい、育児部分休業とは、育児に伴う同法第19条第1項に規定する部分休業をいう。

○勤務時間及び休日

試験区分	勤務時間	休日
一般事務・和歌山A	(ア) 午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分 (イ) 午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、 年末及び年始
一般事務・和歌山B	午後3時45分から午後5時45分までの週10時間勤務	日曜日、土曜日、祝日、 年末及び年始
一般事務・紀 中	木曜日及び金曜日の午前9時から午後5時45分までの週15時間30分勤務	日曜日、月曜日から水曜日まで、土曜日、祝日、 年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成27年4月1日現在）であるが、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分	給料月額	適用給料表
育休任期付職員 (一般事務・和歌山) (一般事務・西牟婁) (土木・和歌山) (化学・和歌山) (農業・紀北)	146,500円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山A)	勤務時間（ア）のもの 72,462円 勤務時間（イ）のもの 53,559円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表
任期付短時間勤務職員 (一般事務・紀 中)	58,600円	
任期付短時間勤務職員 (一般事務・和歌山B)	37,806円	特定業務等従事任期付職員行政職給料表

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験 不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1か月 (日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
第2次試験	第2次試験 受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで

8 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年6月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
仁坂吉伸橋本後援会	会計責任者	松谷佳幸	鈴江利夫	平成27.4.30	政治団体	
中村もとひこ後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市小雑賀48番地	和歌山市小雑賀569-1	平成27.4.30	政治団体	
自由民主党かつらぎ町支部	主たる事務所の所在地	伊都郡かつらぎ町兄井197	伊都郡かつらぎ町笠田東847-2	平成27.5.1	政党	
	代表者	堀龍雄	門三佐博			
	会計責任者	浦中隆男	田和弘満			
佐藤武治後援会	会計責任者	佐藤やよ美	山口玲子	平成27.5.12	政治団体	
田辺市医師連盟	代表者	水本博章	坂口幸作	平成27.5.20	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年6月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
角田秀樹	和歌山県議会議員	つのだ秀樹後援会	和歌山市湊551-10	角田秀樹	平成27.5.11

和歌山県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年6月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
山部弘後援会	藤田利章	平成 26.12.31	平成 27.3.31
松本哲也後援会	松本哲也	平成 27.3.31	平成 27.4.20
出口茂治後援会	宮井彬文	平成 27.4.20	平成 27.4.20
新樹会	門三佐博	平成 27.4.27	平成 27.4.27
上田こうじ後援会	坂口全彦	平成 27.4.30	平成 27.5.7
向井嘉久蔵後援会	矢野勉	平成 27.4.30	平成 27.5.7
つのだ秀樹後援会	角田秀樹	平成 27.5.11	平成 27.5.11
山田てつや後援会	植山忠郁	平成 27.4.30	平成 27.5.12

和歌山県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年6月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書(平成26年分)の要旨

(単位:円)

山部弘後援会

報告年月日 27.3.31

1 収入総額	116,332
前年繰越額	16,332
本年收入額	100,000
2 支出総額	0
3 本年收入の内訳	
寄附	100,000
政治団体からの寄附	100,000
4 寄附の内訳	
(政治団体からの寄附)	
アピール21	100,000 東京都千代田区

出口茂治後援会

報告年月日 27.4.20

1 収入総額	18,950
前年繰越額	18,950
2 支出総額	18,950
3 支出の内訳	
政治活動費	18,950
その他の経費	18,950

政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

(単位:円)

松本哲也後援会

報告年月日 27.4.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

出口茂治後援会

報告年月日 27.4.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

新樹会

報告年月日 27.4.27

1 収入総額	187,683
前年繰越額	187,683
2 支出総額	187,683
3 支出の内訳	
政治活動費	187,683
寄附・交付金	187,683

上田こうじ後援会

報告年月日 27.5.7

1 収入総額	0
2 支出総額	0

向井嘉久蔵後援会

報告年月日 27.5.7

1 収入総額	0
2 支出総額	0

つのだ秀樹後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名

角田 秀樹

資金管理団体の届出に係る公職の種類

和歌山県議会議員

報告年月日 27.5.11

1 収入総額	0
2 支出総額	0

山田てつや後援会

報告年月日 27.5.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西ひろよし後援会

報告年月日 27.3.16

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大竹しげかず後援会

報告年月日 27.3.18

1 収入総額	55,000
前年繰越額	55,000
2 支出総額	0

西村善一後援会

報告年月日 27.3.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

西田太夫後援会

報告年月日 27.3.27

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第68号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年6月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
川畑哲哉	和歌山県議会議員	川畑哲哉後援会	岩出市備前40-3 プチ・ツールアルファU	川畑哲哉	平成27.4.15

和歌山県選挙管理委員会告示第69号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成26年和歌山県選挙管理委員会告示第116号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成27年6月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨【その他の政治団体（資金管理団体以外）】の表和歌山県LPガス政治連盟の項中

「1 収入総額	1,729,966	「1 収入総額	1,748,966
前年繰越額	1,338,966	前年繰越額	1,338,966
本年收入額	390,100	本年收入額	410,000
2 支出総額	503,785	2 支出総額	423,785
3 本年收入の内訳		を 3 本年收入の内訳	に
個人の党費・会費	(391人) 391,000	個人の党費・会費	(410人) 410,000
4 支出の内訳		4 支出の内訳	
政治活動費	503,785	政治活動費	423,785
組織活動費	140,525	組織活動費	60,525

訂正する。

内水面漁場管理委員会指示

和歌山県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、潜水器（簡易潜水器を含む。以下同じ。）を用いた水産動植物の採捕に関して次のとおり指示する。

平成27年6月5日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大杉 達

1 指示の内容

県内の内水面（公共用水面に限る。）において、潜水器を用いて水産動植物を採捕してはならない。ただし、漁業権に基づき採捕する場合、和歌山県内水面漁業調整規則（平成16年和歌山県規則第55号）第32条第1項の許可を受けた者が採捕する場合又は和歌山県内水面漁場管理委員会の承認を受けた者が採捕する場合は、この限りでない。

2 指示する期間

平成27年6月5日から平成28年6月4日まで